

平成28年度第1回地域医療構想調整会議

地域医療総合確保基金について

平成29年3月

秋田県健康福祉部医務薬事課

地域医療総合確保基金について

地域医療介護総合確保基金とは

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

基金の対象事業（医療介護総合確保促進法第4条第2項第2号）

- ①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
⇒ 構想の達成に向けた**病床の機能分化・連携**に資する事業
（秋田県地域包括ケア病床等転換促進事業費補助金）
- ②居宅等における医療の提供に関する事業
- ③介護施設等の設備の整備に関する事業
- ④医療従事者の確保に関する事業
- ⑤介護従事者の確保に関する事業

※医療分（①②④）の事業区分ごとの配分枠は、地域医療構想の策定作業の進捗を踏まえ、事業区分①に重点的に配分を行うことされている。

※地域医療構想調整会議における調整状況等を踏まえて、具体的な整備計画が定まっている事業を優先して配分の調整が行われる予定。

秋田県地域包括ケア病床等転換促進事業費補助金

1 事業目的

急性期後の患者の受入、在宅・生活復帰支援及び緊急時の受入等、在宅医療を支える病棟・病床の整備を促進するための必要な支援を行うことにより、急性期から在宅医療まで切れ目のない医療提供体制の構築を図る。

2 事業内容

地域包括ケア病床等への転換促進を図るため、医療機関の施設改修や設備整備など、病床の機能強化に要する経費を助成する。

補助事業	基準額	対象経費	補助率	下限額
地域包括ケア病床等転換促進 施設整備 事業	次により算定された額の合計額 1 病室あたり25m ² ×整備後の区域の病床数×181,600円	地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床を整備するために必要となる次の部門の 新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、廊下、便所、機能訓練室等）	2分の1	
地域包括ケア病床等転換促進 設備整備 事業	1 か所当たり 10,800千円	地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床を整備するために必要となる 医療機器購入費		1 品につき 33千円

平成28年度計画の事業内容一覧<医療分>

(単位:千円)

事業名	計画 ページ	提案者・実施主体	総事業費	基金 充当額	補助率	事業期間	事業内容
【地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業】							
1 ICTを活用した医療機関と薬局の連携事業	18	県医師会、県薬剤師会	11,100	11,100	10/10	H28~H29	地域包括ケアシステムの構築を見据え、秋田県医療連携ネットワークシステムに薬局との連携機能の追加に向けた設計を行うための経費に対して助成する。
2 リハビリシステムを活用した病床機能分化促進事業	19	由利本荘医師会(由利本荘医師会病院)	14,983	5,400	1/2	H28	回復期リハビリ機能について、提供体制の強化と地域内の医療機関の連携を推進するため、リハビリ受入システムを導入するための経費に対して助成する。
3 地域包括ケア病床等への転換促進事業	20	医務薬事課	953,216	476,608	1/2	H28~H32	不足している回復期病床への転換に必要な施設・設備の整備を実施するための経費に対して助成する。
4 脳・循環器疾患の包括的医療提供体制整備事業	21	医務薬事課	104,220	10,000	1/2	H28	三次医療機能の強化を図るため、県立脳血管研究センターに脳・循環器疾患に対する包括的医療を効率的に提供することができる機能を備えた新病棟を整備するための経費を支援する。
5 がん診療施設設備整備事業	22	医務薬事課	350,676	62,280	1/3	H28	がん診療施設における良質かつ適切な医療を効果的に行うため、機器の整備に対して助成する。
6 在宅医療・介護ICT連携促進事業	23	福祉政策課	31,000	13,450	3/4、10/10	H28	由利本荘地域をモデル地域として、在宅医療と介護に携わる多職種間でのICTを活用した連携システムを推進するための経費に対して助成する。
7 地域包括ケアシステムICT導入促進事業	24	市立大森病院	32,022	13,446	3/4	H28~H29	市立大森病院の医療情報システムの活用により、横手市西部地域内における診療所・介護施設との患者情報の共有化を進めるための経費に対して助成する。
小計 7件			1,497,217	592,284			
【居宅等における医療の提供に関する事業】							
8 在宅医療を支える体制の整備							
① 精神科における在宅医療推進事業	25	大館市立総合病院	2,269	1,134	1/2	H28	精神科長期療養患者への訪問看護を行う専用車両の整備に対して助成する。
② 在宅リハビリテーション推進事業	26	医務薬事課	40,050	20,025	1/2	H28~H29	在宅療養患者へのリハビリテーション提供のため、医療機関の施設・設備整備に対して助成する。
③ 地域医療連携体制構築支援事業	27	県医師会	15,100	15,100	10/10	H28~H30	地域包括ケアシステムの推進・展開に資するための課題抽出、データ収集・分析及びコーディネーターの配置による多職種との連携促進に向けた調整を行うための経費に対して助成する。
小計 3件			57,419	36,259			
【医療従事者の確保に関する事業】							
9 医師確保対策							
① 地域医療支援センター運営事業	30	医師確保対策室	51,212	25,606	委託	毎年度	医師不足並びに地域及び診療科の偏在を解消するため、「あきた医師総合支援センター」を設置運営する。
② 医師修学資金等貸付事業	31	医師確保対策室	19,128	19,128	直営	毎年度	医師の県内定着促進及び医師不足、地域・診療科における偏在の解消のため、秋田大学地域枠の増員に伴い、修学資金を貸与する。
③ 産科医等確保支援事業	32	医師確保対策室	48,000	32,000	2/3	毎年度	産科医不足に対応するため、産科医に分娩手当を支給する分娩取扱機関に対して助成する。
④ 県内女性医師確保推進事業	33	医師確保対策室	2,884	2,884	委託	毎年度	秋田県医師会に、女性医師の離職防止及び復職・キャリアアップ支援のため、女性医師就業相談窓口の運営を委託する。
10 看護師等確保対策							
① 看護職員再就業促進研修事業	34	医務薬事課	1,500	1,500	委託	毎年度	潜在看護職員を対象に、集団講義や病院での臨床実務研修等を実施する。
② 新人看護職員研修事業	35	医務薬事課	52,465	12,820	1/2	毎年度	質の向上や早期離職防止を図るため、新人看護職員研修を実施する病院等に対して助成する。
③ 看護職員資質向上研修事業	36	医務薬事課	8,896	8,896	直営	毎年度	県立衛生看護学院において、病院実習の指導者に対する講習会や看護管理者に対する研修会を開催する。
④ 認定看護師等養成事業	37	がん対策室、医務薬事課	32,827	11,000	直営	毎年度	認定看護師(がん認定看護師を含む。)の資格取得、育成のため、教育機関に看護職員を派遣する医療機関に対し、助成する。
⑤ 看護師等養成所運営支援事業	38	医務薬事課	620,615	147,051	定額	毎年度	看護職員の安定的な供給体制を確保するため、看護師等養成所の運営費に対して助成する。
⑥ 看護師等養成所施設整備事業	39	医務薬事課	161,000	40,000	1/2	H28	秋田市医師会立秋田看護学校の大規模改修工事に対して助成する。
⑦ 看護職員就労環境改善事業	40	医務薬事課	540	540	委託	毎年度	秋田県看護協会に、看護職の就労環境改善を図るための研修の実施を委託する。
⑧ 病院内保育所運営支援事業	41	医務薬事課	89,478	21,418	2/3、1/3	毎年度	女性医師及び看護師の離職防止・定着化を図るために行う病院内保育所の運営事業に対して助成する。
11 その他の医療従事者の確保対策							
① 歯科衛生士確保対策事業	42	医務薬事課	4,237	4,237	定額	毎年度	歯科衛生士の安定的な供給体制を確保するため、歯科衛生士養成所の運営費に対して助成する。
② 理学療法士確保対策事業	43	医務薬事課	7,200	7,200	直営	毎年度	理学療法士の県内定着を図るため、修学資金の貸与人数を拡充する。
12 医療従事者の勤務環境改善							
① 勤務環境改善支援センター設置事業	44	医務薬事課	1,244	1,244	直営	毎年度	医療勤務環境改善支援センターの運営協議会や説明会等に要する費用。
② 医療勤務環境改善事業	45	医務薬事課	77,286	38,643	2/3	H28~H29	医療勤務環境改善計画に基づき、医療従事者の勤務環境改善のため、施設又は設備の整備を行う経費に対して助成する。
③ 小児救急電話相談事業	46	医務薬事課	9,574	9,574	委託	毎年度	小児救急の電話相談の運営について委託する。
小計 17件			1,188,086	383,741			
合計 27件 (新規12件、継続15件)			2,742,722	1,012,284			

《参考》 H26、27計画執行残の活用によりH28年度において実施する事業

(単位:千円)

事業名	追加する 計画年度	提案者・実施主体	総事業費	基金 充当額	補助率	事業期間	事業内容
【居宅等における医療の提供に関する事業】							
在宅医療を支える体制の整備							
在宅医療推進協議会の設置運営事業	26	医務薬事課	1,773	1,773	10/10	毎年度	在宅現場の具体的活動をバックアップする県及び郡市単位の在宅医療推進協議会の設置運営に対して助成する。
在宅医療・訪問看護推進事業	26	医務薬事課	2,032	2,032	委託	毎年度	訪問看護管理者研修及び訪問看護師養成研修を県看護協会に委託して実施。
医療・介護・福祉連携促進事業	26	福祉政策課	3,696	3,696	直営	毎年度	地域包括ケアシステムの早期構築に向けた協議会の開催や先進地の具体的取組についての研修会を開催する。
在宅医療を推進するために必要な事業							
在宅歯科医療連携室設置運営事業	26	医務薬事課	4,156	4,156	10/10	毎年度	他事業者との連携や広報活動の窓口となる在宅歯科医療連携室の設置運営に対して助成する。
【医療従事者の確保に関する事業】							
医師確保対策							
周産期医療人材育成事業	27	医務薬事課	1,484	1,484	委託	毎年度	周産期救急医療に関する実技研修、県内拠点病院との症例検討、周産期医療調査を実施する。
診療参加型病診連携支援事業	27	県医師会、県	3,024	1,512	1/2	毎年度	地域の診療所医師が参加する救急告示病院の夜間・休日診療への支援に要する経費に対して助成する。
看護師等確保対策							
ナースセンター機能強化事業	27	医務薬事課	7,556	7,556	委託	毎年度	県内のハローワークと連携して、ナースセンター職員による出張相談業務等を実施する。
合計 7件			23,721	22,209			

秋田県地域包括ケア病床等転換促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 秋田県地域包括ケア病床等転換促進事業費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、急性期からの受け入れや在宅・生活復帰支援及び緊急時の受け入れ等、在宅医療を支える地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床への転換を促進するために必要な施設または設備の設備に対する支援を行うことにより、在宅医療の実施体制強化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 地域包括ケア病床等転換促進施設整備事業

公的医療機関等が行う、地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床への転換に必要な施設の整備。

(2) 地域包括ケア病床等転換促進設備整備事業

公的医療機関等が行う、地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床への転換に必要な設備の整備。

(補助対象外費用)

第4 施設整備事業にあつては、次に掲げる費用は補助対象外とする。

(1) 土地取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(5) その他整備費として適当と認められない費用

(交付額の算出方法)

第5 この補助金は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第1欄に定める補助事業について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付決定の下限)

第6 第3の事業について、第4により1品又は1か所につき算出された額が、別表第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(申請手続)

第7 この補助金交付の申請は、様式1による申請書を知事に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第8 補助金の交付を決定するにあたっては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) この補助金を交付される者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる場合は様式2によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合

イ 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となり、事業を中止又は廃止する場合は、様式3により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに財産の価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄、取り壊しをしてはならない。

(4) 知事の承認を受けて、その財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式5により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させることがある。

(8) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の概算払)

第9 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第10 この補助事業に係る事業が完了したときには、様式6により事業実績報告書を、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第7(1)ウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月8日から施行する。

【別表】

1 補助事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
ア 地域包括ケア病床等転換促進施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 1病室あたり25㎡ ×整備後の区域の病床数× 181,600円	地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床を整備するために必要となる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、廊下、便所、機能訓練室等)	2分の1	—
イ 地域包括ケア病床等転換促進設備整備事業	1か所当たり 10,800千円	地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床を整備するために必要となる医療機器購入費		1品につき 33千円

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。)から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。